

令和3年度

隨時監査（工事監査）報告書

志木市新庁舎建設工事

志木市監査委員



志 監 査 第 3 号
令和4年 4月28日

志 木 市 長 香 川 武 文 様
志木市議会議長 鈴 木 潔 様

志木市監査委員 成 田 茂
志木市監査委員 西 川 和 男

令和3年度随時監査（工事監査）の結果について（報告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき、
令和3年度随時監査を執行したので、同条第9項の規定により報告書を提出
する。

目 次

随時監査（工事監査）報告書（志木市監査委員）

1	監査の対象	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	監査の期日	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	事業の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	関係者一覧	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5	監査の日程	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
6	監査の方法	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
7	監査の結果	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3

随時監査（工事監査）報告書

1 監査の対象

志木市新庁舎建設工事

2 監査の期日

令和4年2月22日

3 事業の概要

旧市庁舎は昭和47年に竣工した。平成19年の耐震診断により耐震性能の不足が判明し、また老朽化が進んでいたため、耐震補強又は建替えについて議論を重ね、平成28年度に現地建替えとする方向性が決定し、平成29年度から平成30年度で基本設計、実施設計を株式会社佐藤総合計画により実施した。令和元年度に仮庁舎への移転を行い、同12月より解体工事を協同建設株式会社で行った。アスベストの追加処理により2カ月の延長はあったが、令和2年7月より新庁舎建設工事が、鹿島建設株式会社関東支店により起工された。庁舎の構造は免震構造（柱頭免震）SRC造一部S造となっている。工期については、当初の令和4年4月から解体工事の2カ月延長により、変更契約で令和4年6月となった。新庁舎の開庁は、令和4年7月19日を予定している。

【事業経過】

設計

平成29年 3月 設計候補者選定プロポーザル（第2次審査）
平成29年 4月 工事設計業務委託 契約
平成31年 2月 工事設計業務委託 完了

工事

令和2年 7月 総合評価落札方式一般競争入札
令和2年 7月 議会議決
令和2年 7月 工事契約
令和3年 9月 工事変更契約
令和4年 6月 工事完了（予定）

工事監理

令和2年 7月 契約

令和4年 7月 完了(予定)

4 関係者一覧

志木市監査委員	監査委員(識見)	成田 茂	
	監査委員(議選)	鈴木 潔	
監査委員事務局	局長	原田 謙二	
	主幹	行川 一久	
	主査	渡邊 八重子	
NPO法人彩の国技術士センター	技術士	関口 吉男	
	一級建築士	新井 清貴	
総合行政部	部長	尾崎 誠一	
	新庁舎建設推進室	室長	深町 仁至
		主幹	吉田 雅之
		主任	谷澤 嘉弘
設計・監理者	株式会社佐藤総合計画	工事監理担当	皆川 和弘
		構造設計担当	蓮池 恒
		建築設計担当	勝山 正直
工事施工者	鹿島建設株式会社関東支店	副所長、監理技術者	佐々木 孝
		副所長、主任技術者	西村 雅史
		事務課長	大塚 隆
		事務担当	端岡 陸

5 監査の日程

令和4年2月22日(火)

9:00 技術士、監査委員の事務局事前打合せ

9:30 監査委員紹介、監督員(担当職員含む)自己紹介
概要説明及び書類審査開会
書類審査

12:00 昼食

- 13 : 00 書類審査
- 14 : 00 現地に移動し現地調査
- 14 : 30 現地調査終了
(移動・講評準備)
- 15 : 00 工事技術調査講評 (NPO法人彩の国技術士センター)
- 15 : 15 全体講評 (監査委員)
- 15 : 30 工事監査終了

6 監査の方法

監査にあたっては、設計、施工などの技術面について、「NPO法人彩の国技術士センター」へ技術調査を委託し、実施した。

また、事前に書類確認を1月15日に行い、その後に質問書として書面での調査に対し回答書で対応し事前の審査とした。

監査当日は、あらかじめ回答した質問書に沿って、関係図書並びに工事現場を確認し、関係者から説明を聴取して、質疑応答のうえ監査を実施した。

監査の主眼は、工事が適法かつ合理的、能率的に行われているかどうかについて、また、安全管理が十分配慮されているかどうかに関することである。

7 監査の結果

監査の結果、新庁舎建設工事の計画、設計及び積算については、同工事の整備計画に則り、適正に処理されており、工事についても、適正に執行されているものと認められた。